単価契約仕様書

産業観光局中央卸売市場第二市場 (担当 中溝、北 電話 681-5791)

	(担当 中併、礼 电前 001-5791)	
件名	(単価契約)脱水汚泥収集運搬業務(中央卸売市場第二市場)	
形状・寸法	汚水処理工程において発生する脱水汚泥の収集運搬	
予定数量	7 2 台	
契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	
契約条件	京都市中央卸売市場第二市場(以下「第二市場」という。)における脱水汚泥収集運搬業務は、京都市契約事務規則及び関係法令等によるもののほかは、すべて本仕様書によるものとする。	
	第1 目的 本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する条例・ 規則を遵守して、汚泥(産業廃棄物)を処理施設へ適正に収集運搬することを 目的とする。	
	第2 収集運搬条件 1 処理する産業廃棄物の性状 種 類: 汚泥(特別管理産業廃棄物に該当しない) 臭 気: 悪臭あり 発生工程: 汚水処理 荷 姿: バラ積み 2 搬出場所 名 称:京都市中央卸売市場第二市場 所在地:京都市南区吉祥院石原東之口町2番地 3 搬入先 名 称:近畿環境サービス株式会社 施設所在地:三重県名張市上比奈知字松尾2637-1 4 予定運搬量 運搬車両台数:72台/年(予定運搬量:146トン/年) ただし、時期により頻度に粗密がある。 5 計量	
	(1) 都道府県知事の登録を受けて証明を行う事業(計量証明事業)を営む事業所において計量し、計量法に基づく正式な証明書を処分業者と発注者	

に提出すること。

(2) 受注者は契約後速やかに、計量を行わせようとする者が計量証明事業を 営むことを証明する書類を提出すること。

6 運搬車両及び積込業務

- (1) 運搬車両は 2,800kg 程度(体積 4 m²程度)の汚泥を積載でき、汚泥を運搬するのに適したものとすること。
- (2) 運搬車両は脱水汚泥ホッパーの下(幅3,500mm、ホッパー高さ:3,000mm) でホッパー内の汚泥を積み込みできること。
- (3) 運搬車両に脱着装置付コンテナ専用車 (アームロール車) を使用する場合、車両にコンテナを積載した状態で汚泥の積み込みを行うこと (コンテナを脱水汚泥ホッパー下の床に降ろしての積み込みは不可とする)。
- (4) 運搬車両は搬入先で荷台を傾斜させて汚泥を降ろすことができること。
- (5) 積込業務(ホッパーゲートの開閉)は含まない。

7 搬出日時

発注者が指定する日程の原則午前9時から午後1時の間とする。ただし、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは指定しない。

8 廃棄物の搬出及び運搬

- (1) 発注者から産業廃棄物管理票の交付を受けなければ搬出してはならない。
- (2) 産業廃棄物管理票は受注者の負担とする。
- (3) 他者の荷を積み合わせて同時運搬しないこと。
- (4) 運搬する際は、シートを掛ける等、運搬中の飛散防止対策をとること。
- (5) 搬入先周辺において搬入先の定める最高制限速度、走行経路、運転マナー等がある場合はこれを遵守すること。
- (6) 搬入先敷地内では搬入先職員の指示に従うこと。

第3 委託内容

1 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に 書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本 契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔積込む場所及び降ろす場所〕

〔積込む場所〕

[降ろす場所]

許可都道府県・政令市: 京都市又は京都府 許可都道府県・政令市: 三重県 許可の有効期限: 契約期間が許可の許可の有効期限: 契約期間が許可の

予定であること。

有効期限であること。又は、令和7年4月1 有効期限であること。又は、令和7年4月1 日以降まで有効期限であり、その後も更新の 日以降まで有効期限であり、その後も更新の <u>予定であ</u>ること。

業 範 囲: 許可証のとおり 事 業 範 囲: 許可証のとおり

許 可 の 条 件: <u>許可証のとおり</u> 許 可 の 条 件: <u>許可証のとおり</u>

許 可 番 号: <u>許可証のとおり</u> 許 可 番 号: <u>許可証のとおり</u>

2 輸入廃棄物の有・無

輸入廃棄物:無

3 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から委託された汚泥(産業廃棄物)を、発注者の指定する 次の最終目的地に搬入する。

名: 近畿環境サービス株式会社 代表取締役 望田 昭博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

所: 大阪府大阪市西淀川区歌島二丁目1番12号

許可都道府県・政令市: 三重県

許可の有効期限: 令和11年3月2日

事業の区分: 中間処理

産業廃棄物の種類: 汚泥

許 可 の 条 件: なし

許 可 番 号: 02428145996

事業場の名称: 近畿環境サービス株式会社

所 在 地: 三重県名張市上比奈知字松尾2637-1

4 積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第4 適正処理に必要な情報の提供

- 1 発注者は、受注者から要請がある場合、汚泥(産業廃棄物)の適正な処理の ために必要な次の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければな らない。なお、作成にあたっては、情報を具体化した「廃棄物データシート」 (環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の 項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - (1) 汚泥(産業廃棄物)の発生工程
 - (2) 汚泥 (産業廃棄物) の性状及び荷姿
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (4) 混合等により生ずる支障
 - (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合に は、含有マーク表示に関する事項
 - (6) 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

- (7) その他取扱いの注意事項
- 2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する汚泥(産業廃棄物)の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は汚泥(産業廃棄物)の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物管理票の記載事項は正確にもれなく記載する こととし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時 停止し産業廃棄物管理票の記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、 委託物を引き取ることとする。

第5 委託業務終了報告

受注者は発注者から委託された汚泥(産業廃棄物)の業務が終了した後、直 ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は産 業廃棄物管理票で代えることができる。

第6 業務の一時停止

- 1 受注者は、発注者から委託された汚泥(産業廃棄物)の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者は、当該事由が解消されるまで、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 発注者は受注者から当該通知を受けたときは、速やかに現状を把握したう え、適切な措置を講ずるものとする。

第7 契約解除の際の未処理廃棄物の取扱に関する事項

発注者が契約を解除しようとする際に、本契約に基づき受注者が引き渡しを 受けた汚泥(産業廃棄物)で未だに収集運搬業務を完了していないものがある ときは、双方の責任において当該汚泥(産業廃棄物)の収集運搬について、適 切な措置を講じるものとする。

第8 内容の変更

発注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、発注者と受注者で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。第4.2、第6の場合も同様とする。

第9 支払方法

- 1 1 箇月毎に当該月分の運搬台数の合計に単価を掛けた額を支払う。ただし、 1 円未満の端数は切り捨てる。
- 2 1箇月毎に運搬回数及び運搬費が分かる書類を提出すること。
- 3 支払請求までに発注者に対し、産業廃棄物管理票を回付しておくこと。

第10 その他

- 1 受注者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目(所在地、種類、保管上限等)を必ず記載すること。
- 2 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は、必ず所定の消毒を行うこと。
- 3 災害発生時には、市場業務を速やかに再開できるように協力を行うこと。
- 4 本業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受注者の 責任において賠償するものとする。
- 5 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、発注者の都合により増減 する。大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。

第11 予算不成立の場合の無効

契約日は令和7年4月1日とする。ただし、本契約に係る予算が成立しないときは、この契約を無効とする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

産業廃棄物 収集運搬 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。 ただし、許可証のとおりであれば、『ロ 許可証のとおり』の欄に図の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	□ 許可証のとおり		
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	□ 許可証のとおり		
※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合			
受託者の積替・保管場所 の所在地	□ 許可証のとおり		
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	□ 許可証のとおり		
受託者が行う積替え のための保管上限	□ 許可証のとおり		